

# 証券税制 Q & A

## 教えて！

### 小谷野先生



#### 所得税編

**Q1** 国外財産調書の提出期限が来年3月に迫ってきたため、ようやく作成準備に取り掛かっています。財産はおおよそ把握できたのですが、調書に記載する価額は、何を用いれば良いでしょうか。

**A1** 国外財産調書に記載する価額は、その年の12月31日における「時価」とされています。「時価」とは不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいいます。とはいえ、このような価額の算定が困難なものも算定するにあたって多大な負担を要することも想定されるため、「見積価額」によることも認められています。この「見積価額」はその財産の種類に応じて次の方法で算定した価額をいいます。

**Q2** 「生命保険契約」、「ストックオプション」については時価の把握が難しくないので「見積価額」を記載しようと思えます。具体的にどのように算定すれば良いでしょうか。

**③上記①および②以外の財産**  
 その年の12月31日における「国外財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額」  
 ①については、金融商品取引所等の上場されている場合は12月31日の最終価格、上場されていない場合は(一)に記載した価額によって算定します。

**A2** 「見積価額」は合理的な方法により算定する必要がある。この「見積価額」は質問の財産の見積価額は次のような方法で算定します。

**(1)非上場株式**  
 次の①、②又は③の方法により算定した価額となります。

**(2)生命保険契約**  
 生命保険に関する権利の価額は、その年の12月31日時点の解約返戻金の額をその財産の価額としてよいとされています。

**(3)ストックオプション**  
 ストックオプションの価額については、例えば以下の様に算定した金額をその財産の価額としてよいとされています。

①  $\text{ストックオプションの価額の算式I} = \text{①} - \text{②}$   
 ②  $\times \text{③}$

① その年の12月31日におけるストックオプションの対象となる株式の価額

② 持ち分が明らかでない財産については各共有者の持ち分割合が等しいものと推定し、その持ち分に応じて案分した価額を記載します。従って、その時価または見積価額の2分の1の価額を記載することになります。

③ 権利行使により取得することができる株式数

④ 奥様と 共同所有の別荘 持ち分が明らかでない財産については各共有者の持ち分割合が等しいものと推定し、その持ち分に応じて案分した価額を記載します。従って、その時価または見積価額の2分の1の価額を記載することになります。

**①事業所得の基因となる棚卸資産**  
 その年の12月31日における「棚卸資産の評価額」

**②不動産所得、事業所得**

**(1)非上場株式**  
 次の①、②又は③の方法により算定した価額となります。

**(2)生命保険契約**  
 生命保険に関する権利の価額は、その年の12月31日時点の解約返戻金の額をその財産の価額としてよいとされています。

**(3)ストックオプション**  
 ストックオプションの価額については、例えば以下の様に算定した金額をその財産の価額としてよいとされています。

①  $\text{ストックオプションの価額の算式I} = \text{①} - \text{②}$   
 ②  $\times \text{③}$

① その年の12月31日におけるストックオプションの対象となる株式の価額

② 持ち分が明らかでない財産については各共有者の持ち分割合が等しいものと推定し、その持ち分に応じて案分した価額を記載します。従って、その時価または見積価額の2分の1の価額を記載することになります。

③ 権利行使により取得することができる株式数

④ 奥様と 共同所有の別荘 持ち分が明らかでない財産については各共有者の持ち分割合が等しいものと推定し、その持ち分に応じて案分した価額を記載します。従って、その時価または見積価額の2分の1の価額を記載することになります。

なお、国外財産の価額は邦貨で記載することとされています。本邦通貨への換算にあたっては、その年の12月31日(同日に相場がない場合には同日前の最も近い日)の最終の対顧客直物電信買相場を利用する必要があります。ここに留意してください。